

保護者の皆様へ

ひとり親家庭等児童入学祝金

富士市では、令和8年3月31日時点で富士市民であり、令和8年4月に小・中学校に入学することも扶養しているひとり親家庭等（離婚協議中や離婚前提別居の家庭を含む）に「入学祝金」を支給します。

対象

令和8年4月に市内の小・中学校に入学することも扶養する、ひとり親家庭等

<ひとり親家庭等の要件>

○ひとり親（母子・父子）の家庭

父母のいずれかが死亡または1年以上行方不明、離婚、未婚など。

※婚姻していないが事実上婚姻と同様の状況である場合は対象外です。

○両親のいない家庭

父母が死亡または1年以上行方不明など

○両親のいずれかが一定以上の障害を持っている家庭

両親のどちらかが身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかに該当する家庭

○令和8年2月5日時点で婚姻中だが「離婚協議中」や「離婚前提別居」を理由に児童手当の認定を受けた家庭

支給額

小・中学校に進学することも1人につき1万円

提出期限までに不備なく申請書を提出した方には、指定いただいた口座へ3月下旬に振込予定です。

申請方法

電子申請または郵送 ※申請が不要な人もいます。

令和8年2月27日(金)までに富士市役所子育て給付課に申請してください。

電子申請や郵送の申請書ダウンロードは富士市ウェブサイトをご確認ください。

URL <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1023200000/p001557.html>



市ウェブサイト

次のいずれかに該当する場合は **申請不要** です。（3月上旬に支給決定通知を送付予定）

- 令和8年2月1日時点で、富士市から児童扶養手当の認定を受けている（支給停止中の人も申請不要）
- 令和8年2月1日時点で、富士市からひとり親家庭等医療費助成制度の認定を受けている
- 令和8年2月5日時点で、離婚協議中や離婚前提別居を理由に富士市から児童手当の認定を受けている

問い合わせ 富士市役所4階 子育て給付課 TEL0545-55-2738